

在日朝鮮人が日本国籍の喪失に伴い本邦を引揚げる場合の送金方法について (案)

(スグス、
理財局庶務審査課)

日本国籍の喪失に伴い、在日朝鮮人が韓国へ引揚げる場合の送金については、一定期間を限り現行の爲替管理の下に、特別の取扱を行うこととするが、その方法については大別して次の方法が考えられる。

- (1) 引揚朝鮮人がその所有する資金の金額を日韓オープン勘定を通じて送金する方法
- (2) 一定金額まで日韓オープン勘定を通じて送金せしめ、他を非居住者資金勘定に預入せしめる方法

- (3) 大韓民国政府予託金勘定を通ずる朝鮮貨幣への交換の方法

上記のうち(1)については日本側としては極めて好ましくないものである。(2)については、日本側としては、これら個人別の資金勘定の統制については現行の法令及び運用上幾多の困難が予想されるほか、韓国側に好個の言いがりを与え、その実益を失うこととなり、また引揚朝鮮人の側からみてもその所有する資金のうち一定金額を超える部分の移転が凍結されるか、又は少くとも何年後かに遅れることとなり、その実益はないと思はれる。従つてむしろ、引揚者の所有する円資金すべては韓国政府の予託金勘定に集中せしめ、引揚者個人には実質的に送金の実を上げさせる反面、この予託金勘定に対する操作を通じて、実質上戦後の外貨事情への不当な圧迫とならないように措置することを得策であると考えられる。

A. 引揚朝鮮人の所有する円資金の処理方法

1. 日本国籍の喪失に伴い本邦を引揚げる在日朝鮮人(引揚朝鮮人と謂う)は本邦を引揚げの際に、出入口管理庁の発行する証明書とともに、その正當に所有する本邦通貨を日本銀行本支店に対し、韓国銀行東京支店にある大韓民国政府予託金勘定に予託することを依頼し、これに基づいて日本銀行より受領証の発給を受け出口する。
2. 大韓民国政府は右の受領証に基づいて韓国において同国通貨をもつて本人に支給するものとする。

B. 大韓民国政府予託金勘定の残高の処理

引揚朝鮮人の所有する円資金により払込まれた大韓民国政府予託金勘定の残高の処理については下記の諸案によりその送金等を認められる場合のほかは韓国政府の駐日代表部の至費及び日本政府の特に同意した目的についてのみその使用を認めることとし、日韓貿易その他に使用することは原則として認めないものとする。

イ. 第一案

日韓オープン勘定を通ずる韓口への送金その他外貨への転換は一切認めないものとする。但し此の場合、予託金勘定の残高、口内における使用については、比較的にゆるい方法とし、駐日代表部の至費その他日本政府の特に同意したものを以外には使用させないこととする方法が考へられる。

ロ. 第二案

本取扱いの適用を行ふ一定期間経過後、韓口政府において希望するときは、本取扱いによる支払金額のうち本邦より引揚げた韓口人口世帯数に十万円乗じた金額を超える部分について、日韓両国関係当局の協議の上、当該時の外貨事情に鑑み一時払又は分割払により日韓オープン勘定を通じて韓口へ送金することとする。

この場合一定期間終了後十万円を超える部分について、その口内で使用を比較的に容易にする方法が考へられる。

ハ. 第三案 本取扱いの適用を行ふ一定期間経過後、日韓オープン勘定の残高における日本側の貸越の範囲内において、日韓オープン勘定を通じて送金を受けしとする。